

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化	
担当部局	生活安全局情報技術犯罪対策課	
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 識別符号の不正流通に関する行為についての規制を強化することにより、不正アクセス行為の発生を未然に防ぐ。</p> <p>【内容】 フィッシング行為を禁止及び処罰する。 不正アクセス行為を助長する行為に対する規制を強化し、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにしたり、又はこれを知っている者の求めに応じたものでなくとも、業務その他正当な理由による場合を除き、他人の識別符号を提供する行為を禁止及び処罰する。 不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為を禁止及び処罰する。 不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止及び処罰する。</p> <p>【必要性】 不正アクセス行為は、他人の識別符号を取得してしまえば容易に行うことができる性質のものであるところ、立法時には想定されていなかったフィッシングと呼ばれる手口等により他人の識別符号の不正取得を準備行為としてまず行い、それによって得た識別符号を悪用する形態の犯行が増加の傾向にある。さらに、不正アクセス行為の手口としては、利用権者以外の第三者から不正取得した識別符号を様々なサイトに試行入力して不正アクセス行為を敢行する形態のものも認知されてきており、特定の利用権者を狙って不正アクセス行為を企図するだけでなく、不正に流通している識別符号に係る利用権者に対してネットワーク利用犯罪を敢行している状況がみられる。このような識別符号の不正流通を防止しなければ、不正アクセス行為を未然に防止し、不正アクセス行為の禁止の実効性を担保することはできないことから、フィッシング行為を含め他人の識別符号を不正に取得する行為等を規制する必要性が生じている。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	不正アクセス行為等の禁止に関する法律第3条(不正アクセス行為の禁止)及び法第4条(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)
想定される代替案	上記各行為について、行わないことをそれぞれ努力義務とする。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	発生しない。	発生しない。
(行政費用)	違反行為の取締りに係る費用が発生する。	発生しない。
(その他の社会的費用)	発生しない。	発生しない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	上記各行為を禁止及び処罰することにより、識別符号の不正流通が防止され、不正アクセス行為の発生を未然に防ぐことが可能となる。	上記各行為を行わないということが努力義務にとどまることから、識別符号の不正流通及び不正アクセス行為発生を未然に防止するという効果は限定的となる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を前提とした場合、上記各行為を禁止し、違反者に対する取締りを行うことで、他人の識別符号の不正流通が防止され、不正アクセス行為を未然に防止することができると思われる。これに対し、代替案を前提とした場合には、違反した場合の罰則による強制力のない努力義務では実効性を担保できないことから、改正案と同程度の便益は期待できない。また、改正案では違反行為の取締りに係る費用が発生するものの、規制によって得られる便益に比して正当化される範囲内のものであると考えられる。よって、本改正案の導入は適切であるといえる。	
有識者の見解その他関連事項	平成23年6月から、社会全体として不正アクセス防止対策を推進するに当たり、現状の課題と改善方策に係る官民の幅広い意見を集約するため「官民意見集約委員会(官民ボード)」を設置し、幅広く検討が行われ、平成23年12月に「不正アクセス防止対策に関する行動計画」が策定されたところ、その中で、他人の識別符号の不正取得行為、提供行為及びフィッシング行為の法規制化について検討することとされている。	
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後、不正アクセス行為が増加しているにもかかわらず、本規制による検挙によっても不正アクセス行為の未然防止につながっていないなど、本規制の適用状況及び不正アクセス行為の発生状況等を勘案し、必要と認められる時期にレビューを行う。	
備考		